

和田岬小学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 神戸市立和田岬小学校

・はじめに

神戸市立和田岬小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第 13 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定します。

本校は、以下のように教育目標を掲げ、めざす学校・めざす子供・めざす教職員それぞれの姿を設定して、教育活動を推進しています。

教育目標



・いじめに関する基本的な考え方

本校は、和田岬小学校いじめ防止基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず・されるを責めず・第三者なし」を核とした指導を行います。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめの基本認識》（「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より）

- いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

・具体的な内容と取組

1. 教職員の姿勢

神戸市いじめ指導三原則

①するを許さず

いじめはその人の将来にわたってまで内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす重大な人権問題である。そのような卑劣な行為は人間として絶対に許されるものではない。

②されるを責めず

いじめられる子供にもそれなりの理由や原因があるという考え方は徹底して一掃しなければならない。いじめはだれよりいじめる子供に非があるのであり、いじめられる子供の責めに帰すことは断じてあってはならない。

③ 第三者なし

いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。いじめに関する正しい認識を子供たちに持たせ、いじめを見たら見捨てておけないという正義感と思いやりある子供たちを育てなければならない。

和田岬小学校の職員としてめざすもの

- ・誰もが納得いくよう、一方と、そのもう一方の意見を公平・公正に判断し、その中で、厳しさとやさしさを兼ね備えた指導をしていく。
- ・日常の中で見える児童の何気ない姿を認め、自尊感情を高めることを目指す。力のつく授業の実践に努め、授業や行事、体験活動や学校生活を通して、一人一人のよさを認めると共に、お互いのよさを認められるような集団づくりを目指す。
- ・教職員間の意思疎通を図り、児童に関する最新の情報を共有するための報告・連絡・相談を大切にする。連絡会（金曜実施）を今後も継続実施し、内容の充実に努める。その上で、職員室内での教職員間による関係性が子供たちの模範である意識をもって日々の教育活動に取り組む。
- ・すべての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者・地域と連携を図り、学校全体でいじめ防止と早期発見に努める。教職員は未然防止できるよう日々の学校生活の中で、子供たちの関係性をつくり、安心感ある学校づくりを目指す。また、児童がいじめを受けていると思われる時は、法第 23 条第 1 項に定められている通り、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に対応する。

2. 校内いじめ問題対策委員会

①当委員会の設置

本校は、いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、校長、教頭、学級担任、専科担任、生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置する。

②当委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等に関する取組について話し合い、取組等を児童、保護者、地域へ啓発していく。
- ・いじめに関する相談があった場合、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議する。
- ・いじめに関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画する。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

＜状況に応じた関連機関との連携＞

加害・被害の児童・保護者の心のケア	…	スクールカウンセラー
暴行・傷害など、刑法に抵触する時	…	兵庫警察署安全生活課・少年係 神戸中央少年サポートセンター
当該児童の家庭環境等に問題がある時	…	兵庫区役所こども家庭支援課・神戸市こども家庭センター 神戸市立青少年補導センター（くすのき教室） スクールソーシャルワーカー
当該児童の心身等に影響がある時	…	医療機関（学びの支援センター）

3. いじめの未然防止

いじめ問題において未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、いじめを許さない土壌づくりに取り組む。また、児童がいじめ問題について考える等のいじめ防止に関する取組が大切であるとする。

①思いやりの心をはぐくむ教育

- ・授業をはじめとして道徳教育や学級活動等、全ての教育活動を通して、児童一人一人に他を思いやる気持ちや自他を尊重する心をはぐくむ。

②心豊かでたくましい児童の育成と心温まる集団づくり

- ・互いを認め合い励まし合える場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに励む。
- ・「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力を養う自主的活動」「奉仕活動」等の取組を進める。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係能力、コミュニケーション能力、社会適応能力等を育てる。

③規範意識を身につけ、自浄能力のある児童集団の育成

- ・全ての教育活動、特に集団活動では、決まりや約束を守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図る。
- ・いじめに第三者なしをしっかりと伝え、いじめを見たら、やめさせたり知らせたりすることの大切さを指導する。

4. いじめの早期発見と早期対応

①信頼関係の構築

- ・日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。
- ・児童や保護者からの相談を十分に聴き取り、不安を取り除きながら、共感的に受け止めます。そして、最後まで寄り添うことを伝える。
- ・指導後も継続的に関係児童と保護者に対しての指導を行う。

②児童理解

- ・平素から児童一人一人の表情や行動の変化に目を向け、いじめのサインを見逃さないようにする。サインを出している児童の生活実態を把握し、指導に役立てる。
- ・いじめた児童には、自らの言動により相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちを理解できるように指導する。
- ・いじめを早期発見するために、児童理解に対する定期的なアンケート調査、教育相談等の必要な対策を行う。
- ・いじめ問題について共通理解を図るために、いじめ問題に関する校内研修を実施する。

③相談体制の充実

- ・養護教諭やスクールカウンセラーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定する。
- ・関係児童や周囲の児童からの聴き取りをていねいに行い、関係教職員で情報を共有する。その上で、関係児童のプライバシーに配慮しながら、学校全体の問題と捉え、再発防止を含め、解消に向けた取組を組織的に行う。

④校外相談機関との連携

- ・教育相談指導室やいじめ・体罰ホットライン（24時間電話相談）など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を保護者又は児童に周知する。
- ・状況に応じて教育委員会事務局、スクールソーシャルワーカー（SSW）、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたる。

5. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。また、豊かな心を育てるために、児童一人一人を大切にし、自他を尊重する教育を推進し、特別支援学級に在籍する児童と通常学級の児童との交流の機会を増やすと共に、協同学習を積極的に進める。

また、外国籍・帰国子女をはじめ、様々な特に配慮を要する児童に対して、周囲の児童に対する必要な指導を行い、いじめの未然防止に努める。

6. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

《未然防止》

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、兵庫県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課や中央少年サポートセンターとの協働で、情報モラル教育を行うとともに、児童・保護者・地域への啓発に努める。インターネット安全教室や授業など、日々の実践を通して、安心・安全な使い方について指導する。また、保護者にパソコンや携帯電話、スマートフォン等を使う際のマナーや、家庭でのルール作りについて協力を依頼し、家庭と学校の連携を強く図る。

《早期対応》

インターネットやソーシャルメディアを使ったいじめを認知した場合は、書きこみや画像の削除依頼を行うといった迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

7. 重大事態への対処

重大事態への対処に当たっては、いじめられた児童や保護者からの申し立てがあったときは適切かつ真摯に対応する。また、本基本方針、神戸市いじめ防止等のための基本的な方針、ならびに国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」により適切に対応する。

①重大事態の調査

重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。

②調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係により、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明する。

8. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜、和田岬小学校いじめ防止基本方針を見直し、必要があると認められるときには改訂する。

令和 6 年 4 月